

第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火)午後1時55分から午後2時46分

2. 開催場所 立花市民ホール

3. 出席農業委員(20名)

1番	月足 靖彦	2番	鶴木 利通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子
9番	中島 秀徳	10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男
12番	入江 保生	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	24番	國武 覚		

4. 出席最適化推進委員(14名)

2番	橋爪 寿賀夫	7番	隈本 俊光	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋	21番	一ノ瀬 健次
23番	加藤 龍一	27番	仁田原 政美	31番	水本 敏明
34番	森 義則	35番	古庄 秀司	37番	平 和宣
41番	栗原 英喜	44番	末崎 博利		

5. 欠席委員 農業委員(4名)

5番	小川 哲郎	6番	角 秀次	13番	高山 和典
23番	池尻 律芳				

6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

17番 井上 健吾

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定

の処理について

- 報告第 2号 農地改良行為の届出について
 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 5号 八女市空き家に付属した農地の指定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
 美 黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城
 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 本日出席される皆様がお揃いですので時間前とはなっておりますが総会議事のほうに入りたいと思います。まず改めて令和5年を迎えまして皆様新年明けましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は令和5年第1回農業委員会総会を開催しましたところ、各委員には大変お忙しい中、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。令和5年はまだまだコロナウイルスも収束に至らず、逆に感染拡大しているような状況も続いております。農業委員・最適化推進委員さん、我々農業委員会としましても、7月には改選期を迎える年となりますので、今後とも皆様方には委員活動をよろしくお願ひ申し上げます。

それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員20名、
 農地利用最適化推進委員14名であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番古賀則夫委員、17番江崎潔委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については28件です。総合計については、10ページをご確認ください。解約のあった土地67筆のうち田45筆、畑22筆、合計面積52,657㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は八女市祈禱院字黒石 2 3 2 番、登記・現況ともに田、面積 7 8 1 m²外 2 筆、合計面積 2, 8 0 7 m²。譲渡人、長崎県西海市の〇〇氏の遠方による耕作困難と、譲受人、八女郡広川町の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地は八女市新庄字水町 1 0 2 0 番 2、登記・現況ともに田、面積 5 9 m²。譲渡人、八女市高塚の〇〇氏の耕作不便と譲受人、八女市新庄の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 番についてご説明いたします。申請地は八女市山内字志ノ江 3 1 7 番 2、登記・現況ともに田、面積 6 9 0 m²。譲渡人、八女市山内の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市山内の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市龍ヶ原字中郷61番1、登記・現況ともに畑、面積998㎡。譲渡人、八女市蒲原の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女郡広川町の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町北山字笹川2282番3、登記・現況ともに畑、面積5437㎡外9筆、合計面積9,134㎡です。譲渡人である立花町北山の〇〇氏の経営縮小と譲受人である筑後市大字和泉の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明をお願いします。
事務局	6番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字下町跡16999番1、登記・現況ともに畑、面積213㎡です。譲渡人、福岡市南区の〇〇氏の相手方の要望と譲受人、八女市星野村の〇〇氏の経営拡大による、所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。
事務局	7番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字上町跡16884番地1、登記・現況ともに田、面積170㎡です。譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市星野村の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。
事務局	8番についてご説明いたします。申請地は八女市国武字打越302番、登記・現況ともに田、面積326㎡。譲渡人、八女市国武の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市国武の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は立花町遠久谷字山ノ浦6 77番1、登記・現況ともに畑、面積890㎡外2筆、合計面積4、 082㎡。譲渡人である立花町遠久谷の〇〇氏の経営縮小と、譲受人 である立花町上辺春の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転贈与の 申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議はありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は立花町北山字子男子2 251番2、登記・現況ともに畑、面積7,409㎡外1筆、合計面積 10,164㎡。この土地を、東京都目黒区洗足の〇〇氏 相続人代表 〇〇氏から八女市馬場の〇〇氏への20年の使用貸借権設定の申請で す。</p> <p>譲受人の〇〇氏と譲渡人である〇〇氏は親族関係で、〇〇氏はこれ まで今回申請される農地において、〇〇氏の農業の手伝いをされてこ られました。</p> <p>農地を使用貸借された後は、引き続きご自身でみかんやキウイフル ーツを栽培し、出荷をされる予定です。出荷先はJAを予定されてい</p>

議 長	<p>ます。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は立花町北山字瓶焼2018番、登記・現況ともに畑、面積1,900㎡外4筆、合計面積10,420㎡。この土地を、立花町北山の〇〇氏から八女市馬場の〇〇氏への20年の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>新規営農の状況については10番と同様です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて14ページをお願いします。</p> <p>議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が3件ございます。</p> <p>番号1番、申請地、八女市本字大門611番、登記・現況ともに田、面積1,602㎡。こちらを、八女市本の〇〇氏より八女市平田の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p>

	<p>番号2番、申請地、八女市山内字志ノ江283番1、登記・現況ともに田、面積569㎡。こちらを、八女市山内の〇〇氏より八女市山内の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、申請地、八女市星野村字杉ノ元4158番、登記・現況ともに畑、面積1,028㎡。こちらを、福岡県田川市の〇〇氏より八女市星野村の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。本申請は、令和4年11月総会にて決定したのですが、都合により所有権移転登記がなされず失効をしたため、再度農用地利用集積計画を決定するものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて15ページをお願いします。</p> <p>報告第2号農地改良行為の届出について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市本村にあります八女警察署福島交番より北へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>申請地は八女市岩崎字綿打42番1、登記・現況ともに田、面積は258㎡外1筆、合計面積373㎡の内233㎡です。</p> <p>この土地は耕作不便ということで100cm盛り土をして野菜を作られる計画です。隣接農地の同意はあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市鵜池にあります主</p>

	<p>要地方道八女瀬高線の鵜池交差点より東へ400mほど進んだ農地になります。</p> <p>申請地は八女市室岡字南行原3番1、登記・現況ともに田、面積は1,564㎡です。この1,564㎡のうち1,000㎡について行われます。</p> <p>この土地は周囲より一段低くなっており、機械が入りにくく不便なため一部の耕作しかされていませんが、盛り土をして野菜を作られる計画です。隣接する農地についてはありませんので他への影響はありません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>16ページをお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>1番についてご説明いたします。申請地は黒木町木屋地区にあります、デイサービス里心から、北西に130mにある農地です。次の2番の農地と一体的な転用です。並んだ2つのうち東側の農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は黒木町木屋の〇〇氏です。申請地は黒木町木屋字野ノ中6504番5、登記・現況ともに畑、面積989㎡です。</p> <p>養蜂業を営んでいる個人さんが近隣に複数おられ、ミツバチが集まるような植樹を行うことを目的とした転用です。現地は高台を削って農地にしていた場所ですので、付近には民家はなく、少し離れた集落とも高さが異なるため、付近の住民への被害は及ばないとのこと。隣接する農地の同意はあります。</p> <p>12月21日に現地調査を行った結果、雨水については自然流下および南側水路に排水され、排水について問題ないことを確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

事務局	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。申請地は1番の農地の西側の農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は黒木町木屋の〇〇氏です。申請地は黒木町木屋字野ノ中6505番4、登記・現況ともに畑、面積475㎡です。</p> <p>こちらも1番と同じくミツバチが集まるような植樹を行うことを目的とした転用です。隣接農地の同意はあります。</p> <p>12月21日に現地調査を行った結果、雨水については自然流下および南側水路に排水され、排水について問題ないことを確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は矢部支所から南東へ約3km進んだところにある農地です。農地の区分は、1番と同様に第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は八女市矢部村矢部字向平原6287番1、登記・現況ともに田、面積69㎡です。この土地を、高齢で耕作困難なため、クヌギ3本の植樹を計画されている申請です。隣接農地はなく、同意は不要となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>12月21日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は山林で、排水は自然流下および地下浸透で問題ないことを確認しております。</p> <p>また申請地は昨年の10月21日に開催された八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明いたします。申請地は矢部支所から北東へ約3km進んだところにある農地です。農地の区分は、1番と同様に第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は八女市矢部村北矢部の〇〇氏です。申請地は八女市矢部村北矢部字落合3132番、外1筆、登記・現況ともに畑、面積703㎡、合計面積1,216㎡です。この土地を、日照条件が悪く耕作困難なため、杉300本の植林を計画されている申請です。隣接農地の同意もあります。</p> <p>12月21日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は山林で、排水は自然流下および地下浸透で問題ないと確認しております。</p> <p>また申請地は昨年の3月17日に開催された八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は矢部支所から南西へ約2.5km進んだところにある農地です。農地の区分は、1番と同様に第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は八女市矢部村矢部の〇〇氏です。申請地は八女市矢部村矢部字臼ノ払向3728番46、登記・現況ともに畑、面積949㎡です。この土地を、高齢で耕作困難なため、杉250本の植林を計画されている申請です。隣接農地の同意もあります。</p> <p>12月21日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は山林で、排水は自然流下および地下浸透で問題ないと確認しております。</p> <p>また申請地は今年の3月17日に開催された八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
農業委員 21番	<p>質問をよろしいですか。</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の1番から5番の内容について、別に問題はないのですが、昨年1年間と考えると遊休農地の解消のために植林を行っているのではないかという気がするのですが。悪いと言っているわけではなく、このように部分的に提案されても遊休農地の対象であれば問題はないけれども、全体的に地形が見えないわけです。そのようなずさんな管理の支障あたりが、こういう真実を弱体化させるのかと、特に黒木地区は非常に遊休地が多いと</p>

農業委員 21番	いう事だったので、問題はないのですが、どうなのかなという気持ち でおります。
事務局	黒木支所担当の〇〇でございます。 今回の植林については、蜜源を求められて申請があったものでして、 遊休農地の解消の対策を目的とした植林ではありません。以上でござ います。
農業委員 21番	あの5年間ここにいますけど、こんなに多いのはなぜなのか。遊休 農地関係で話が出ていたので気にはなっていたのですが。
事務局	矢部支所の職員が答弁しても1番いいと思いますが、私は山間地の 人間ではないので、同じような考えだろうと思って私が解説すると、 こういった所に出されている農地というのは、農地という名前であっ て農地の程を成していない形に近く、どうしても今後これを維持管理 していくためには植林してでも土地を整備していく、だから植林して も土地そのものは整備が続いていくので、ほったらかしで荒廃地にな るよりもこの方が良いだろうという事と、各地域である程度私達も最 適化推進委員、農業委員としても無断転用だけはしないでくださいと 常々声を上げてお話をする機会がありますので、そういったことを言 い続けたら、かなりお茶畑も耕作放棄地が増えてきた所に植林し、ど うしても水管理ができない、猪で田んぼを荒らされ耕作不便になり、 もう稲を作らないといったところで、こういった転用の申請が出てき て、たまたまそれが農振地であったので農振で除外をした上で、手続 きをして土地としては保全をしていくという意味の表れだと私は受け 止めております。
農業委員 21番	結局やはり基本を大切にしなければならないし、戻すべきところは 戻さなければならないと思っているので、もしそういった事があれば どうなのかなというのを聞いてみたかっただけなので。
議 長	大事な部分ですので私達、農業委員会としての指導を農業者の方に 対しては常々お声がけをしていきながら、農業委員会にこのように報 告が出されていますよと、申請が成されているところをまたお伝えい ただきたいと思っております。以上でございます。

議 長	<p>それでは次に進ませていただきます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市稲富にあります福岡法務局八女支局の北側に隣接する農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市稲富字蔵ノ町130番1、登記・現況ともに田、面積は55㎡外1筆、合計面積883㎡です。</p> <p>この土地を八女市長 三田村 統之が、広島県廿日市市申戸の〇〇氏より譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>12月23日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市蒲原にありますゆめタウン八女から西側の県道を挟んで西側に隣接した農地になります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接</p>

	<p>続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は八女市蒲原字扇926番、登記現況ともに田、面積95㎡です。</p> <p>この土地を八女市蒲原の〇〇氏が八女市黒土の〇〇氏から譲り受けられて駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月23日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市蒲原にあります八女中央青果市場より西に50mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市蒲原字井手流1273番1、登記現況ともに田、面積は590㎡外2筆、合計面積2,471㎡です。</p> <p>この土地を八女市蒲原の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇氏が八女市蒲原の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月23日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にあります岡山保育園の北側道路を挟んで隣接する農地です。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p> <p>申請地は八女市室岡字駄渡瀬1286番1、登記・現況ともに畑、面積は515㎡です。</p> <p>この土地を福岡県久留米市大善寺南の〇〇氏が八女市鶴池の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月23日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により南側側溝に排水され、雨水も南側側溝に排水される計画です。</p> <p>また申請地は八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は八女市龍ヶ原にあります主要地方道佐賀八女線の龍ヶ原交差点より佐賀方面へ300mほど進んだ農地です。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市龍ヶ原字中郷60番4、登記・現況ともに畑、面積は35㎡外3筆、合計面積1,144㎡、全体計画面積2,618.64㎡です。</p> <p>この土地を東京都港区芝浦の株式会社〇〇が、八女市蒲原の〇〇氏から賃貸借で譲り受けられまして、店舗及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者の農地であり不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>12月23日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側及び東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は黒木町今地区の市道本分・陣ノ内線沿いにあります502CAF Eの北側30mの農地です。農地の区分は、黒木支所から300mの圏内にある農地ですので第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は黒木町今字西原241番2、登記・現況ともに田、面積は261㎡外1筆、合計面積265.56㎡です。この土地を八女市平田の〇〇氏が、黒木町今の〇〇氏から購入され、南側店舗の駐車場用地として利用するための申請です。</p>

	<p>造成して北側市道の高さまで上げ、市道陣ノ内・築山・堤線から入られる駐車場とされる計画となっております。盛土を行います。境界付近は安息角以下として法面保護についても計画されています。</p> <p>隣接する農地の同意はあり、水利委員の承諾はとれています。</p> <p>12月21日に現地調査を行った結果、造成後、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下及び東側の既存水路へ排水されます。排水に関しては特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は八女市役所星野支所から北西約2kmの場所に位置する農地です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と判断します。</p> <p>地番は八女市星野村字夫婦岩8621番1、登記・現況ともに畑、面積は311㎡です。</p> <p>この土地を八女市星野村の〇〇氏が、春日市の〇〇氏から所有権移転売買により取得され、伊藤さんの事業倉庫用地として転用される計画です。</p> <p>隣接農地の同意はあり、水利は無いため承諾は必要ありません。</p> <p>12月26日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下により南側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の説明と現地調査の報告をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>8番についてご説明いたします。申請地は特別養護老人ホーム星寿園から西に約2kmの場所に位置する農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は7番と同様です。</p> <p>地番は八女市星野村字森ノ下165番1、登記・現況ともに田、面積は376㎡です。</p> <p>この土地を八女市星野村の〇〇氏が、大刀洗町の〇〇氏から所有権移転売買により取得され譲受人の住宅用地として転用される計画です。</p> <p>隣接農地の同意は必要なく、水利の承諾は得られています。</p> <p>12月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、西側水路へ排水される計画です。雨水は北側側溝を通過して北側水路へ排水される計画であり、隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。</p> <p>なお、この農地は八女市農業振興地域整備促進協議会において農業振興地域除外の承諾が得られております。以上よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>20ページをお願いします。</p>

議 長	議案第5号八女市空き家に付属した農地の指定について、説明をお願いします。
事務局	<p>ご説明いたします。八女市空き家に付属した農地の指定について、今回空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので、農地法施行規則第17条第2項第1号の規定により、この規定についてご審議いただくものです。</p> <p>申請地は八女市川犬にあります宮島公民館から北へ70mほど進んだ農地になります。</p> <p>申請地、八女市川犬字上宮島250番、登記・現況ともに田、面積548㎡、申請人、熊本県熊本市の〇〇氏です。申請に係る空き家は空き家バンクに登録されており、かつ申請農地は空き家に付属した農地であることを確認しております。累計登録番号は147号です。申請人は熊本県在住で高齢なこともあり、農地及び空き家の維持管理が困難であり、申請農地は空き家の裏側で、空き家の敷地を歩いて行くほか出入りができないため今回空き家に付属した農地と指定申請されるものです。</p> <p>現地調査の結果、現在耕作をされておらず、申請農地は空き家の裏側で空き家の敷地を歩いて行くほか出入りができず、空き家に居住する者が管理、耕作をすることが適切であると思われまます。</p> <p>空き家と同時に農地の取得が見込まれない場合は、更に遊休化する恐れがあります。今後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がなされましたら、この農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り、5年間の耕作を条件として決定でこの農地の取得が認められます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり空き家に付属した農地として指定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p>

これをもって、本日の会議を終了いたします。
大変お疲れさまでございました。

(閉会宣言 14時46分)